

同 意 書

教育・保育給付認定及び施設・事業の利用にあたり、次の同意事項及び誓約事項を遵守することに同意します。

【同意事項】

- 1 教育・保育給付認定や保育料の算定等のため、市の保有する児童及び世帯員の戸籍・住民票資料、税務資料、生活保護受給状況資料、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当資料の閲覧及び取得を行うこと。
- 2 利用調整や教育・保育の実施に必要と認められる場合に、関係機関から資料を取得し、関係機関からの求めに応じ資料を提供することがあること。
- 3 適正に保育料を算定するため、個人番号（マイナンバー）により必要な年度の市区町村民税の課税情報等を取得することがあること。
- 4 集団生活の適否の確認及び保育の参考のため、医療機関、療育機関並びに乳幼児健康診査、健康相談及び家庭訪問等に関する関係機関等が保有する情報の閲覧を行うこと。また、主治医、療育機関、保育施設等との情報共有を行うこと。
- 5 適正な教育・保育を実施するため、保護者の就労証明書等の内容について、勤務先に連絡し、確認する場合があること。
- 6 決定された保育料の額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。また、施設型給付費・地域型保育給付費等は、申請者に代わり利用する施設・事業者が受領すること。（法定代理受領）
- 7 保育の必要性の事由に該当しないことが判明した場合、特別な理由なく1か月以上施設等を利用しなかった場合、通常保育に支障をきたす行為があった場合、その他保育の実施継続に支障をきたす事由が生じた場合に、保育の実施を解除する場合があること。
- 8 保育施設等の保育料を滞納した場合、児童福祉法の規定により、財産調査及び差押え（給与・預貯金等）などの滞納処分を受ける場合があること。
- 9 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあること。
- 10 同意期間は、この同意年月日から利用施設等の退園日（または辞退・解除日）までとすること。（ただし、保育施設等を希望する年度内に入園・利用できなかった場合は、その年度末で同意期間は終了すること。）

【誓約事項】

- 1 入園申請後において、世帯構成（結婚・離婚等）や該当する保育の必要性の事由（勤務状況、妊娠・出産等）に変更が生じた場合、また、保育料決定後に、確定申告や市税申告等により課税額に変更が生じた場合は、すみやかに市へ届け出ること。
- 2 施設入園後、保育料の納付及び必要書類の提出は必ず期限までに行うこと。

令和 年 月 日

千歳市長 様

保護者住所 _____

保護者氏名 _____